

北茨城市告示第 9 7 号

北茨城市低入札価格調査実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 3 0 日

北茨城市長 豊 田 稔

北茨城市低入札価格調査実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が発注する工事の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）の執行において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格をもって入札した者があるときの落札者の決定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査基準価格)

第 2 条 総務部長（以下「入札執行者」という。）は、工事ごとに、調査基準価格を定めるものとする。

2 調査基準価格は、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の算出の基礎となった直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費相当額及び一般管理費（契約保証費を含む。以下同じ。）により算定するものとする。

3 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった設計書等に基づき、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額とする。

(1) 次号及び第 3 号に掲げる工事以外のもの 次に掲げる額を合算した額

ア 直接工事費の額に 1 0 0 分の 9 7 を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に 1 0 0 分の 6 8 を乗じて得た額

(2) 建築工事 次に掲げる額を合算した額に第 1 号イ及びエの規定により計算して得た額を加えた額

ア 直接工事費相当額（直接工事費に 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た額をいう。）
に 1 0 0 分の 9 7 を乗じて得た額

イ 現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の100分の10を乗じて得た額を加えた額をいう。）に100分の90を乗じて得た額

（3） 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 次に掲げる額を合算した額に第1号イ及びエの規定により計算して得た額を加えた額

ア 直接工事費相当額（直接工事費に100分の80を乗じて得た額をいう。）に100分の97を乗じて得た額

イ 現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の100分の20を乗じて得た額を加えた額をいう。）に100分の90を乗じて得た額

4 前項の規定にかかわらず、同項各号に定める額（その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める額を調査基準価格とする。

（1） 工事価格（予定価格の算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の額の合計額をいう。以下同じ。）に100分の92を乗じて得た額を超えるとき 工事価格に100分の92を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

（2） 工事価格に100分の75を乗じて得た額に満たないとき 工事価格に100分の75を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

5 調査基準価格は、入札前又は入札後に公表することができる。ただし、同種の工事では公表することにより公正な入札の執行を妨げるおそれがあるときは、当該工事の完了まで公表しないことができる。

（対象入札）

第3条 調査基準価格は、建設工事の請負に係る競争入札のうち、予定価格が300万円以上のものにおいて設けるものとする。ただし、当該競争入札に係る契約の履行に関し、特にその必要がないと認められるときは、調査基準価格を設けないことができる。

（入札参加者への周知）

第4条 入札執行者は、調査基準価格を設けた入札を行うときは、一般競争入札にあっては入札公告に、指名競争入札にあっては指名通知書にその旨を記載して入札参加者に周知するものとする。

（調査基準価格に満たない入札があったときの措置）

第5条 入札執行者は、入札価格が調査基準価格に満たない入札があったときは、当該入札の参加者に対して当該入札の結果を保留し、落札者は後日決定する旨を宣言するものとする。

2 入札執行者は、前条の規定により入札の結果を保留したときは、最低入札価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）による当該契約の内容に適合した履

行の可否について、判定を行うものとする。ただし、工事の性質上判定により難しいと認めるときは、判定を行わないことができる。

- 3 入札執行者は、判定の結果、最低価格入札者による契約の履行では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められなかったとき又は前項ただし書の規定により判定を行わなかったときは、最低価格入札者による契約の履行では契約の内容に適合した履行がされない可能性について、総務課長、設計担当主管課長及び契約検査室長（以下「契約調査職員」と総称する。）に調査を行わせるものとする。

（判定の実施）

第6条 判定は、最低価格入札者の入札価格の積算に係る費目の額と別表第1の額を比較することにより行うものとする。

（調査の実施）

第7条 第5条第3項の規定により契約調査職員が調査を行うときは、入札価格に係る調査実施通知書（様式第1号）により通知するものとする。

- 2 前項の規定により通知を受けた最低価格入札者は、低入札価格調査票（様式第2号。以下「調査票」という。）に次の各号に掲げる事項に係る資料（以下「調査資料」という。）を添えて、契約調査職員が指定する期限までに提出しなければならない。

（1） 低入札価格調査用工事費内訳書

（2） 手持工事の状況

（3） 手持資材の状況

（4） 資材購入先及び購入先と入札者との関係

（5） 手持機械及び手持設備の状況

（6） 労務者の具体的供給見通し

（7） 安全対策の計画

（8） 技術者等の配置計画

（9） 過去に施工した公共工事の成績

（10） 建設副産物の搬出予定の状況

（11） 下請予定業者名及び予定下請金額

（12） 経営の状況

（13） 前各号に定めるもののほか、契約調査職員が必要と認めるもの

- 3 調査票及び調査資料は、提出後の差替え又は追加提出を認めないものとする。ただし、契約調査職員が必要と認めたときは、この限りでない。

- 4 契約調査職員は、第2項の規定による調査票及び調査資料の提出を受けたときは、当該調査票等の内容について事情聴取を行うほか、必要な事項について確認を行うものとする。

- 5 調査の判断基準は、別表第2のとおりとする。

(落札者の決定)

第8条 契約調査職員は、判定又は調査が終了したときは、これらの結果に意見を付し、低入札価格結果表（様式第3号。次項において「結果表」という。）により入札執行者に報告するものとする。

2 入札執行者は、判定又は結果表を踏まえ、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認めるときは、当該最低価格入札者を落札者とししないものとする。

3 前項の規定により最低価格入札者を落札者とし不在の場合において、最低入札価格に次いで低い価格が調査基準価格以上の価格であるときは、当該価格をもって入札した者（以下「次順位価格入札者」という。）を落札者と決定するものとする。

4 前項の規定により次順位価格入札者を落札者と決定しようとする場合において、当該入札価格が調査基準価格に満たない価格であるときは、第5条第2項から前項までの規定を準用する。

(結果の通知)

第9条 入札執行者は、判定又は調査の結果について、当該入札参加者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、次の各号に定める区分により、それぞれ当該各号に定めるものにより通知するものとする。

(1) 最低価格入札者を落札者とするときにおいて、当該最低価格入札者に通知する場合 入札結果通知書（様式第4号）

(2) 最低価格入札者を落札者とし不在ときにおいて、当該最低価格入札者に通知する場合 入札結果通知書（様式第5号）

(3) 前2号以外の入札参加者に通知するとき 入札結果通知書（様式第6号）

3 前条第3項の規定により次順位価格をもって入札した者を落札者と決定したとき又は同条第4項の規定により次順位価格が調査基準価格に満たない価格である場合において、同項の規定により準用する同条第2項の規定により当該次順位価格をもって入札した者を落札者とするときは、前項第1号の規定により通知するものとする。

(結果の公表)

第10条 判定又は調査の結果は書取書へ記載し、閲覧に供するものとする。

2 前項の規定による公表は、北茨城市建設工事等入札参加資格者名簿及び入札過程の公表に関する要綱（平成15年北茨城市告示第83号）の例による。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の規定は、施行日以後に工事起工決議した工事及び市長が別に指定する工事について適用し、施行日前に工事起工決議した工事については、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係）

数値的判断基準

最低価格入札者等の積算にかかる諸費目の金額が、予定価格算出の基礎となった諸費目に関わる金額（以下「設計金額」という。）に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるもの」とみなす。ただし、工事の性質上当該各号の規定を適用することが適当でないと認められるときは、数値的判断基準を定めないことができるものとする。

- （１） 直接工事費（材料費及び機器費を含む。以下同じ）が設計金額の90%未満（機械器具設置工事、電気工事又は電気通信工事については75%未満）であること。
- （２） 共通仮設費（積上分＋率計上分）が設計金額の80%未満であること。
- （３） 現場管理費が設計金額の80%未満であること。
- （４） 一般管理費が設計金額の30%未満であること。

別表第2（第7条関係）

調査の判断基準

数値的判断基準によるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札は「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるもの」とみなす。

- （1） 各種調査表の全部又は一部が提出されないとき。
- （2） 入札時に提出した工事費内訳書と各種調査表の記載内容が整合していないとき。
- （3） 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果でないと認められるとき。
- （4） 工事の手抜き等による品質の低下、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底につながるおそれがあると認められるとき。
- （5） 入札金額の積算に係る数量が、設計数量を満たしていないとき。
- （6） 入札金額の積算に係る材料・製品が、仕様書等に適合した品質・規格でないと認められるとき。
- （7） 入札金額の積算において、建設副産物の適正な処理費用が計上されていないとき。
- （8） 最低価格入札者等において、関係法令に違反する事項があると認められるとき。
- （9） 低入札価格調査において、発注者に対する合理的な説明がなされないとき。
- （10） 発注者が求める資料の全てが提出又は提示されないとき。